

各種ローンを返済中の方
毎月の家賃支払いがある方
貯蓄に不安のある方へ

教職員の「傷病による休暇・休職期間と
給与」をもとに専用設計された補償制度です



団体割引
30%
適用

すまいる給与補償保険

で、病気・ケガによる休職（＝収入減）に備えましょう！

※「すまいる給与補償保険」は、あいおいニッセイ同和損害保険が引受する、「団体長期障害所得補償保険」のペットネームです。

その1

『病気やケガにより就業障害・収入減』となった場合、
その経済的ダメージは『死亡』時以上に大きくなりがちです。



長期休職（＝収入減）
による経済的負担は...

＜就業不能時＞

- 家族の生活費
- 本人の生活費
- 医療・介護費用
- 住宅ローン

＜死亡時＞

- 家族の生活費
- 本人の生活費
- 医療・介護費用
- 住宅ローン

公的給付や生命保険、
住宅ローンの返済免除
等あり

その2

『傷病手当金があるから大丈夫』???

⇒就業不能時に給付される傷病手当金は『ボーナス除き収入の約2/3相当』

⇒住宅ローンのボーナス払いをはじめ、ボーナス前提の生活設計になっていませんか？

その3

『医療保険に入っているから大丈夫』???

⇒入院日数は短期化傾向にあり、平均10日以内の入院が大半です。

(NISSAYデータブック2022より引用)

「すまいる給与補償保険」で、
家族や自分の生活、住まいを守りながら、治療に専念できます

詳しい補償内容は、裏面をご覧ください。

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

＜取扱代理店＞ 一般財団法人 兵庫県学校厚生会 第2事業部 保険課 TEL: 078-331-9317 (〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34)

＜引受保険会社＞ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 神戸支店 企業営業課 TEL: 078-391-7114 (〒650-0037 神戸市中央区明石町19)

(2022年9月承認 B22-102249)

兵庫県学校厚生会
保険課 行

FAX(078)331-9910

「すまいる給与補償保険」連絡票

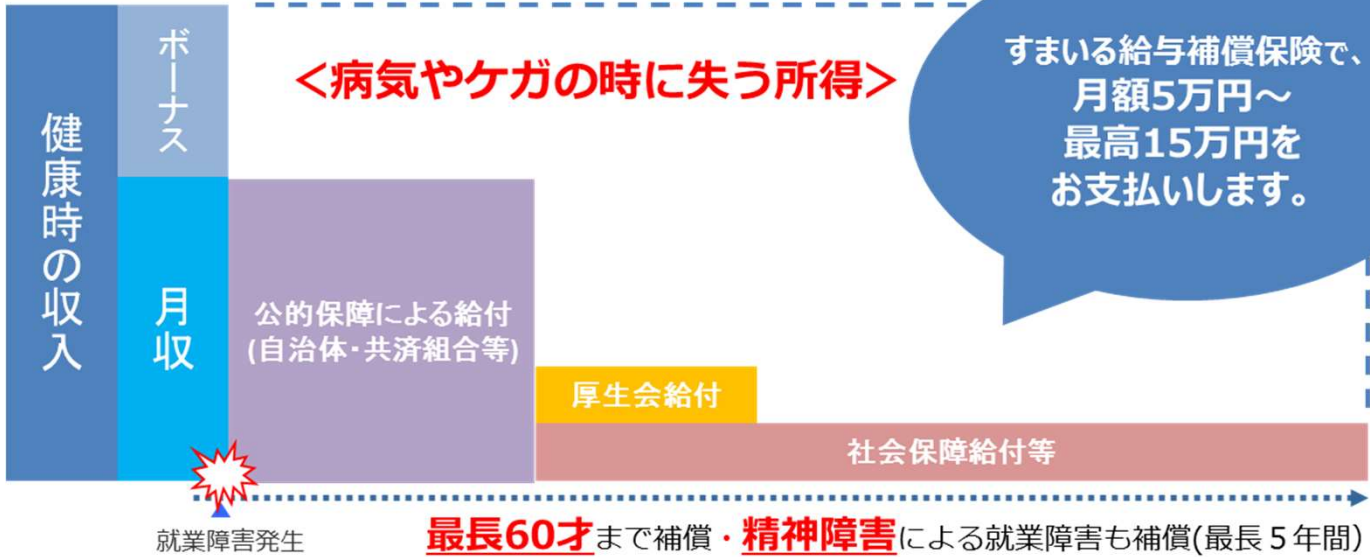
年 月 日

詳しい説明が聞きたい パンフレットが欲しい 加入したい

※連絡票を切り取って、厚生会れんらく箱またはFAX送信してください。

会員番号	フリガナ お名前	所属所名	電話番号
			() - () (自宅・携帯)

※図については一例です。
公的保障による給付等には個人差があります。



やむなく退職された場合も保険金のお支払い条件が満たされる限り、最長60才まで補償が続きます！

※この保険とは別に障害の原因や程度によって、公的な給付を受けることができる場合もあります。(地方公務員災害補償、共済組合障害年金給付)
(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■ ご加入タイプと保険料：払込方法 月払(12回)

- 1口(保険金月額 5万円)あたりの保険料です。最高 2口までご加入いただけます。
- B・Cタイプの保険金月額は、保険金支払開始2年9か月経過後よりステップ後の保険金月額に変動します。(Aタイプは5万円定額です)

タイプ	A		B		C		
保険金月額	ステップ前	5万円	ステップ前	5万円	ステップ前	5万円	
	ステップ後	5万円	ステップ後	10万円	ステップ後	15万円	
性別(被保険者)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
タイプ名	AN	AY	BN	BY	CN	CY	
20歳	18~24才	395円	299円	641円	463円	889円	628円
22歳	25~29才	418円	414円	675円	627円	934円	841円
23歳	30~34才	522円	557円	811円	845円	1,100円	1,132円
30歳	35~39才	673円	787円	1,035円	1,207円	1,398円	1,626円
31歳	40~44才	912円	1,020円	1,408円	1,643円	1,903円	2,267円
33歳	45~49才	1,196円	1,320円	1,823円	2,096円	2,451円	2,871円
35歳	50~54才	1,352円	1,417円	1,925円	2,067円	2,498円	2,718円
37歳	55~59才	1,233円	1,188円	1,313円	1,267円	1,391円	1,345円

- てん補期間
60才に達した日(※)の属する事業年度の末日まで、またはてん補期間の満了日までの期間が3年に満たない被保険者については3年間
(※) 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 免責期間90日 ■ 精神障害補償特約セット
- 妊娠に伴う身体障害補償特約セット(女性のみ) ■ 天災危険補償特約セット

- * 2口以下で設定してください。[1口(5万円)の倍数]
- * ステップ前の保険金月額が平均所得額(※)の20%以内、ステップ後の保険金月額が平均所得額(※)の50%以内になるように設定してください。
(※) 「平均所得額」とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
なお、保険金額が被保険者の平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

例 34才男性 年収600万円(給与+賞与合計額)の場合

- ステップ前: 600万円 / 12 × 20% = 10万円限度
- ステップ後: 600万円 / 12 × 50% = 25万円限度
- ・ Aタイプ = 10万円 ÷ 5万円 (ステップ前1口) = 2口
5万円 (ステップ後1口) × 2口 < 25万円 ⇒ 2口まで可能
- ・ Bタイプ = 10万円 ÷ 5万円 (ステップ前1口) = 2口
10万円 (ステップ後1口) × 2口 < 25万円 ⇒ 2口まで可能
- ・ Cタイプ = 10万円 ÷ 5万円 (ステップ前1口) = 2口
15万円 (ステップ後1口) × 2口 > 25万円 ⇒ 1口まで可能

※記載の保険料は団体割引30%を適用しています。
※被保険者年齢は、2023年3月1日時点の満年齢です。

お受取例



38才(女性)

初めての妊娠で、妊娠高血圧症候群と診断され安静が必要となった。

(休職期間について保険金受取り)

Aさんは、妊娠6か月目に入るとすぐに妊娠高血圧症候群と診断され、出産まで安静に過ごすことが必要となりました。出産後もしばらく血圧が高い状態が続き3か月間休職しました。

29才(男性)

精神障害(うつ病)による就業障害となった。

(職場復帰まで最長5年間の保険金受取り)

体調不良により時々休んでいたBさんは、病院でうつ病との診断を受けました。約3年間にわたり休職することになりました。この保険の補償を受けながら通院治療し、その後復帰しました。

45才(男性)

くも膜下出血で緊急入院、復帰が見込まれない状態となった。

(最長60才まで保険金受取り)

突然の激しい頭痛、嘔吐、意識障害により倒れて緊急入院したCさんは、その後も意識が戻らず寝たきりとなり、職場復帰は見込まれない状態となりました。妻と高校生の子もたちとの今後の生活は、障害年金とこの保険での補償で支えられています。

50才(男性)

慢性腎不全による透析でフルタイム出勤が困難となった。

(所得の減取割合に応じて保険金受取り)

Dさんは、慢性腎不全となり、約3年間にわたり就業できなくなりました。当初は全く就業できない状態でしたが、透析治療で症状が改善し、現時点では週3回の透析治療を受けながら、一部職場復帰しています。この保険で毎月保険金を受け取っています。